

仕 様 書

1 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岐阜市が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

2 貸付箇所（設置場所）、貸付面積、設置台数

以下の表のとおりとする。

なお、貸付面積には放熱余地及び回収ボックス設置部分、転倒防止用具部分を含む。また、設置場所の詳細は「物件個別明細書」のとおり。

物件 番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置台数
1	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	中央診療棟 1 階 自動販売機 コーナー①	1.5 m ²	1 台
2	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	中央診療棟 1 階 自動販売機 コーナー②	1.5 m ²	1 台
3	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	中央診療棟 3 階 中央手術部前	1.4 m ²	1 台
4	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 2 階 自動販売機 コーナー①	1.2 m ²	1 台
5	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 2 階 自動販売機 コーナー②	1.2 m ²	1 台
6	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 4 階 渡り廊下	1.4 m ²	1 台
7	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 4 階 看護師休憩室①	1.1 m ²	1 台
8	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 4 階 看護師休憩室②	1.1 m ²	1 台
9	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 5 階 渡り廊下	1.4 m ²	1 台
10	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 5 階 医局部	1.5 m ²	1 台
11	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 6 階 渡り廊下	1.4 m ²	1 台
12	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地	西診療棟 7 階 渡り廊下	1.4 m ²	1 台

13	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟8階 渡り廊下	1.4 m ²	1台
14	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟9階 渡り廊下	1.4 m ²	1台
15	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7丁目1番地	西診療棟10階 渡り廊下	1.4 m ²	1台

3 設置機器の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (3) 「物件個別明細書」の特記事項欄に記載事項がある場合はこれに従うこと。

4 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。
- (3) 「物件個別明細書」の特記事項欄に記載事項がある場合はこれに従うこと。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用（岐阜市の都合によるものも含む。）はすべて設置事業者の負担とする。
- (2) 光熱水費は設置事業者の負担とし、設置事業者が計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費額（基本料金を含む。）を、各期間毎に岐阜市が指定する期限までに全額納入すること。なお、使用する計量機器（子メーター）は、計量法（平成4年法律第51号）の規定を遵守すること。
- (3) 「物件個別明細書」の特記事項欄に記載事項がある場合はこれに従うこと。

6 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社・他社製品、持ち込み等を問わず設置事業者の責任で適時に回収し、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (4) 商品の取り扱いに際し、必要な許可がある場合は、許可を取得したものが取り扱うこと。その他関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(6) 自動販売機の前面に故障時等の連絡先を明記し、自動販売機に係る問い合わせ並びに苦情等については、賃借人の責任において対応すること。

7 妨害又は不当要求に対する通報義務

賃借人は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときには、警察に通報しなければならない。

8 原状回復義務

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。また、原状回復に際し、設置事業者は一切の費用を岐阜市に請求することはできない。

9 その他

- (1) 設置事業者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (2) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (3) 本物件の設置および撤去の日程については、賃貸人と賃借人が別途協議の上で決定するものとする。ただし、12月29日から1月3日までの期間は、賃貸人の管理上の都合（立ち会い不可）により、設置・撤去作業および本物件への立ち入りはできないものとする。
- (4) 賃借人は、前項の協議の結果または制限により、実際の利用可能期間が契約期間より短くなった場合であっても、これをあらかじめ承諾し、賃借料の減額、免除、または損害賠償の請求を一切行わないものとする。
- (5) 前二項の事情にかかわらず、賃借料の日割り計算は行わないものとする。